

重要なお知らせ

ガソリンの容器詰め替え販売に関する法令遵守について

2019年7月18日に京都で発生した放火事件では、多数の犠牲者が出る大惨事となりました。お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表し、ご遺族の皆様にお悔やみ申し上げるとともに、負傷された皆様の一日も早いご回復をお祈りいたします。ご存知の通り今回の犯行にはガソリンが使用されており、私ども石油販売業者としても、大変不幸で残念な事件となりました。

また、本事件の社会的重大性に鑑み、消防庁から、全国石油商業組合連合会・石油連盟に対して、以下の対応を徹底するよう要請がありました。

当社と致しましてもSS店頭における携行缶へのガソリン販売について、大変恐縮ではございますが、下記を全社統一の対応とさせていただきます。

何卒趣旨をご理解頂きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. セルフ・フルSSに関わらず、SS店頭において、ガソリン容器への詰め替えをする場合は、消防法令に適合した容器の使用など消防法令の順守を徹底致します。
2. ガソリンの容器詰め替え販売を行う場合は、以下4項目の対応を徹底致します。
 - (1) 使用目的の問いかけをさせていただきます。
 - (2) 携行缶によるガソリン販売記録への記入をお願い致します。
 - (3) 購入者に対する身分確認（運転免許証など身分の確認ができる書面の提示を求めさせていただきます）
 - ・身分証明の提示拒否のお客様には販売をお断りさせていただきます。
 - ・関係官庁からの要請により販売記録を提示する場合がございます。
 - (4) 不審者発見時の警察への通報

以上